

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：鳥取県立鳥取療育園 医療型児童発達支援「きらり」	種別：医療型児童発達支援事業	
代表者氏名：鳥取県知事：平井 伸治 園長：稲垣 真澄	定員（利用人数）：活動クラス計10名	
所在地：鳥取県鳥取市江津260番地		
TEL：(0857) 29-8889	ホームページ： http://www.pref.tottori.lg.jp/kirari/	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和50年6月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員： 14名	非常勤職員 7名
専門職員	園長（医師） 1名	心理療法士 1名
	児童発達支援管理責任者 2名	調理員 2名
	看護師 1名	
	理学療法士 3名	
	作業療法士 1名	
	言語視覚士 2名	
	児童指導員 2名	
	保育士 2名	
	事務員 1名	
施設・設備 の概要	診察室・相談室 2室	屋外訓練場 1室
	保育室 2室	事務室 1室
	理学療法訓練室 1室	配膳室 1室
	作業療法訓練室 2室	幼児便所 3ヶ所
	言語・聴覚訓練室 2室	便所 3ヶ所
	相談室 3室	多目的便所 1室
	研修室 1室	指導訓練室・機能訓練室 2室

③ 理念・基本方針

理念

1. 子ども一人ひとりが、今のままで輝く存在であるようにその個性や可能性を大切にします。
2. 子ども一人ひとりが、安心の中で喜びや楽しみをもち、たくましく生活していけるよう、支援します。
3. 養育者一人ひとりが、子育てに安らぎと希望をもち子どもと共に楽しく過ごせるよう、応援します。

基本方針

1. 私たちは、子ども本位に質の高い医療・福祉サービスを提供していきます。
2. 私たちは、子どもを支える方々と誠実なパートナーシップを構築していきます。
3. 私たちは、自らの専門性を高めチームの力を信じ、日々成長していきます。
4. 私たちは、子どもや養育者と共に遊び、ともに喜びを分かち合って、歩んでいきます。

運営方針

- 通園による集団保育活動の中で、子ども一人ひとりにあった医学的療育を含めた療育を行い、地域で生活していける力を育てていきます。
- 障がい児等地域療育支援事業の実施を通じて在宅障がい児の地域生活を支援します。

今年度の目標

1. 組織改編後の横断的な業務体制ができるマルチタスクな専門性を高める。
2. 支援方針検討会議の運営を促進するなど、地域生活移行支援の充実を図る。
3. 保育所等訪問支援事業等を通じてアウトリーチ機能の充実を図る。

④ 施設の特徴的な取組

- 公立、公営の福祉サービス機関として、県東部圏域の肢体不自由児及び発達に遅れのある児童に対して、日常生活動作の訓練、指導、相談等に必要な療育サービスを提供することによって、児童の適性に応じた育ちを支援することに取り組んでおられます。

方針としては、障がいそのものの改善を目指す「医療モデル」の支援に加えて、地域や家庭での育ちや暮らしを支援し環境との適応を目指す「生活モデル」の考え方を大切に支援されています。利用者とその家族が地域で自分らしく豊かに暮らすために必要な支援を行い、子どもや養育者と共に日々、成長することを目指しておられます。

- 令和2年2月に県立鳥取中央病院に併設の形で移設された新園舎でより安心・安全な活動環境で、療育支援が行なわれています。

発達外来と児童発達支援の機能も持ち、肢体不自由や運動発達に遅れのある子どもへの機能訓練等を行い円滑な社会生活が送れるよう療育支援が行われています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年10月1日（契約日）～ 令和3年1月15日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	7回（平成30年度）

⑥ 総評

◆特に評価の高い点

- 施設の利用案内、研修のお知らせやボランティアの募集等、ホームページで最新の情報が発信されており、いつでも誰でも施設の情報を知ることが可能になっています。
- 理念・基本方針に基づき、中・長期的ビジョンに沿ったミッション工程表が策定され、職員一人ひとりの職制・職種に適応したキャリア開発シートが作成され、業務の業務管理及び評価による職員の業務の達成状況と人材育成計画が連動した事業運営が行われています。
- 保育所等訪問支援として、鳥取療育園の利用を受け、保育園・幼稚園、小学校へ就園・就学した子どもや外来受診継続中で集団生活の適応が難しい状況で、専門的支援が必要な子どもへの訪問支援が行なえる体制が整えられています。
- 入所時の利用者アセスメントによる療育支援が行われ、組織内の多職種連携でのカンファレンスを行い客観的な評価や検討を行い、必要な支援方針を落とし込んだ児童発達支援計画が策定され、発達過程に適応した動作訓練・生活訓練等が担当チームで共有しながらチームアプローチが行われています。
- 家族等の支援が積極的に取り組まれています。
子どもの就園・就学希望（移行）への対応として、関係機関等と支援会議を開催し、子どもが地域生活を意欲的に行えるよう自立支援の取組みが実施されています。
保育園・小学校等への体験・見学同行の実施や移行前後のフォローアップによる保護者等の支援が行われています。
また、保護者同伴の通園ですので、相談もしやすく、利用のない日には電話での相談も受けられています。
保護者勉強会の時間を設け家庭や地域での子育てについて保護者と共に考え、支援方法を探ることを目的とした時間があります。

◇改善を求められる点

- 障がいの多様化に対応すべく、より専門的な研修の充実に期待します。
- 専門的な知識を必要とする職種の職員が数多くいることによって一人ひとりの利用者に対してきめ細かい行き届いた支援が行えます。
公立機関ということもあり、定期的な人事異動もありますが、今後新しい事業を始めて行かれるためにも十分な人材確保をされることに期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

県東部地域の療育ニーズを探りながら、肢体不自由児や医療的ケア児本人の支援、家族への支援、関係機関への支援の3つが、乳幼児期から就学後にかけて継続的に実施できるように、公立、公営としての責務を全うしたいと思います。そのために、地域の自立支援協議会等と連携を図りながら地元の課題を関係機関と共有し、利用児の多様な特徴にあった医療的・福祉的支援に対応できる職員を育成して行きたいと考えています。また、多職種がチームで関わることで、地域の支援者に提供できる専門的研修会の内容を充実させていきたいと思っています。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取組みとなることを期待する状態

第三評価結果

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と施設

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針は明文化され、ホームページへの掲載もされています。</p> <p>年度当初には、園長から事業計画の職員説明があり、施設運営の使命や理念・基本方針についての振り返りをされ、施設内に掲示されています。</p> <p>子どもや保護者等には、施設の開始時に、重要事項説明書、契約書、利用のしおりを使用し、説明をされています。</p> <p>パンフレット等は写真や絵も入れて、分かりやすく工夫されています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>厚生労働省からの新年度事業予算内容や通達文書等により、国の動向を把握され、地域の自立支援協議会に所属し、事業を取り巻く環境や事業所の役割を把握されています。</p> <p>自己評価分析結果、ミッション工程表、利用実績を通じて、分析されています。</p> <p>施設経営状況の鳥取県監査委員による監査があり、県議会決算特別委員会の経営に関する審査を受け、組織の業務改善や効率化を図るための取り組みが行われています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
<p><コメント></p> <p>前年度の事業報告（事業分析・課題等）に基づき、組織の運営方針からミッションを作成し、ミッションの実現に向けた工程表が策定されています。</p> <p>ミッション工程表は毎年見直しをされています。</p> <p>今年度、事業計画に基づき、現在の場所に「鳥取療育園」が新築移転され、ハード面での課題については、改善が図られました。</p> <p>これまでの事業に加えて、「保育所等訪問支援」事業もスタートされ、地域ニーズへの具体的な取り組みを始められています。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局等と運動した、鳥取療育園の理念・基本方針の推進に向けた目標が設定され、経営状況・環境の把握・分析・課題の対策等の検証による中長期計画及び具体的な工程が策定されています。</p> <p>また、中長期の収支計画や実績状況の成果分析・評価が定期的に行われています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を反映した単年度の事業計画が策定され、事業運営が行われています。</p> <p>毎月の達成状況、成果の良否に対する対策等が行われ、上期の成果分析後の必要な業務改善・業務実績を踏まえた次年度の収支計画予算編成（10月）等が実施されています。</p> <p>事業計画は、担当別（医療型児童発達支援「きらり」・児童発達支援「エルマー」）の役割・機能がそれぞれ明文化されたミッション工程表が計画策定されています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
<p><コメント></p> <p>前年度の事業計画の成果・反省等の振り返等を職員間で共通認識して、具体的なミッション工程表の作成に向けた検証・検討された計画書を組織内の総括会議（係長以上参加）で決定した年度計画が策定され運営されています。</p> <p>毎月の月次進捗状況の分析や対策を通じた成果の把握がされ、中間評価を実施し、懸案事項・課題の改善が必要な項目・良好な項目等に分類され、年度末には最終評価を行い課題の検討や見直しをされています。</p> <p>ミッション工程表はホームページに公表されており、誰でも閲覧可能になっています。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>子どもや保護者等利用前にはパンフレット等で事業目的を説明され、年間計画も配布され説明されています。</p> <p>年度初めには子どもや保護者等への利用説明会を行っておられます。</p> <p>保護者アンケート・意見交換会（年2回程度）等による意見・要望収集等を反映した事業運営が行われています。</p> <p>施設内にも資料の配備や必要な掲示が行われています。</p> <p>掲示の場所等に工夫が必要という意見もありますので検討を望みます。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画に子ども・保護者へのサービス提供等のミッション工程表が策定され、実施状況は毎月係会で分析・評価等により、継続・改善対策等、サービス品質の検証に基づいた事業サイクルの運営が適切に実施されています。</p> <p>また、上期（中間評価）・下期（年間評価）が行われ、半期単位のステップ向上に向けた事業課題の対策等が職員も一緒に検証・対策を考える組織的な運営が行われています。</p> <p>内部監査の鳥取県監査委員、組織内の自己評価の実施（年1回）、定期的な福祉サービス第三者評価、保護者からの施設運営評価も毎年実施されており、サービス提供の質の向上に向けた取り組みが積極的に行われております。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<p><コメント></p> <p>外部評価及び内部評価の結果を受けての課題に対しての改善策が利用者へフィードバックされ、ホームページにも公表されています。</p> <p>外部評価や自己評価結果は、主要・懸案事項を文書にして作成され、職員間で共有を図り、次年度へ向けての課題対策及び改善に向けた取り組みが行われております。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス感染予防・対策等が組織的に取り組まれ、利用者の来園時の体温測定、マスク、消毒、手洗い、発熱時の緊急連絡等の基本的行動対策の実施やリモート会議・研修等に対応すべく今年度9月にオンライン設備の整備が行われています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取療育園としての事業運営方針の決意が年度当初にホームページに掲載され、組織の理念・基本方針等を踏まえ、障がい児発達支援の質の高いサービス提供の役割・使命の実施に向けた利用者・地域の方々へのメッセージが届けられています。</p> <p>組織としての業務分掌・事務分担表が明文化され、鳥取療育園としての業務運営の留意点等の職員への周知が図られ、園長は業務運営の先頭に立ち、地域の期待に応えるための活動を実行しています。</p> <p>また、災害有事における責任者としての役割、不在時の権限委任も明確にされ、避難訓練・災害復旧対策としてのBCP手順、防計画等が整備された災害対応マニュアルが策定され、施設運営の安全対策が行われています。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県コンプライアンス行動指針及び組織が職員に求める公務員としての自覚と法令遵守に沿った組織運営を実行するために、関係法令等の資料は県のデータベースに掲載され、いつでも確認できるよう整理されており、法令改正時等の通達は随時、全職員へ情報が送信され伝えられ、適正な業務推進に遅延等が発生しない体制となっています。</p> <p>決裁文書の起案等を通じて、当該法令に基づき業務が実施されていることが確認されています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>園長は年度当初に今年度のミッションを職員に示し、組織の理念や基本方針を説明にされ、施設運営の理解を得る取り組みを行い、更なる福祉サービスの質の向上のために論文等の知見を職員に示し自己研鑽できるように体制を整えておられます。</p> <p>総括会議を毎月開催し、業務改善のための協議を行い、療育施設としての社会的な価値観や意義の向上を図るため取り組んでおられます。</p>		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<p><コメント></p> <p>事業計画の成果把握・分析等の月次報告及び中期・年度末報告等が行なわれ、定期の監査委員の監査及び決算審査特別委員会等の審査等が行なわれ、組織の経営状況やコスト分析等業務改善の効果を高めるための取り組みが行われています。</p> <p>業務の実効性を高めるためにミッション工程の進捗状況への提言や県の子ども発達支援課との連携による改善対策や福祉サービス事業所の現状や医療報酬の国の法整備状況厚労省の動向等について学会等から得た情報を職員全体で共有を図る等の組織運営に対する指導が実施されています。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県福祉保健部・総務部人事企画課において、必要な人員体制や適材適所に可能な限り配置する取り組みが行われています。</p> <p>人事関係諸規程に基づく適切な評価による県としての人材確保が実施され、業務運営の増大に伴い非常勤職員等の確保は県への報告は必須となりますが、施設の裁量で行われています。</p> <p>福祉サービスに関する専門職の確保が難しい状況があるため、理学療法士・医師の応援体制の仕組みがあります。</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県の人事規定集に基づき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等の人事評価（年間2回）が行われています。</p> <p>年度当初に、職員一人ひとりの「キャリア開発シート」へ職員の自己目標が設定され、日々の業務の推進状況及び目標達成度等を上席による上期、下期の面談を通じて、職務・職能に対する実績の評価や職員の意向・要望等へのキャリアアップに向けた助言・指導や情報提供が行われています。</p> <p>また、人事評価基準に基づき、評価が公平・公正に実施されるための評価者への研修も計画的に行われています。</p>		

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取療育園の就業規程に基づいて、有給休暇や特別休暇等が取得しやすい環境づくりが行われ、時間外集計を毎月行い、総括会議で確認・検討されています。</p> <p>鳥取県職員に対する取り組みとして、子育て中の職員の就業状況の意向を把握し、事業所としても「イクボス宣言」を行う等、ワークライフバランスに配慮されています。</p> <p>更に毎月19日は「育児の日」とし、子育て中の職員は時間外業務を行わない等働きやすい職場づくりを推進されています。</p> <p>また、鳥取県福利厚生事業において総合的な福利厚生が適応され、職員の心身の健康と安全の確保に向け、仕事と生活の調和に努める等の職場作りに努力されています。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>ミッション工程表から職員の専門性や技術の向上に対する基本姿勢が明示されています。</p> <p>職員一人ひとりの業務管理・キャリア開発シートが作成され、毎年の個人目標を設定し、実際の取り組み状況について自己評価を行い、それを基にキャリアアップのための手立てを年2回の園長面談で確認されています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策のために受講できなかった外部研修も9からはリモート研修で再開されています。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県人材育成、能力開発に向けた基本方針に基づいて、障がい児の療育支援等の組織目標達成に向け、治療・支援サービス等施設が必要とする年間研修計画表が策定され、鳥取県の基本方針「より一層、職員の意欲・能力の向上を図り、組織の力を最大限に発揮する」ための体系的な人材育成の実践が行われています。</p> <p>また、内部研修（キラリワークス資料）等で人権擁護意識の向上や障がい児等支援に必要な技術・知識の共通的な習得を目的とした研修が毎月実施されています。</p> <p>コロナ禍で外部への研修が難しい現状ですが、リモート研修を奨励されています。</p>		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県職員の研修体系の中で基礎研修（新人・階層別・新任役職対象研修）と能力開発研修（キャリアビジョンに基づく）が設定されており、職場内では受講への配慮をされた勤務になっており、職員の職務や必要とするスキルを習得するための一人ひとりの教育・研修機会が確保されています。</p> <p>職員の育成計画は、新規採用時よりデータベース化が実施され、職員一人ひとりの研修記録（研修経歴・資格取得等）の管理による人材育成計画の適正化が図られています。</p> <p>外部研修機関等の各種研修参加者は研修後に研修復命及び研修内容等を係会議等で他の職員へ共有を図るなどの取り組みが行われています。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取療育園実習生受入事業実施要項に基づき、受け入れ体制を整備し実施されています。</p> <p>実習受け入れ担当は、保育関係の短期大学・医療福祉専門学校等と連携が図られ、学校とのプログラム調整が行なわれています。</p> <p>実習生受入方法や期間等については、事前に保護者にも周知され理解を得られます。</p> <p>実習生へはオリエンテーションによる実習内容等の説明や施設の特性等の座学を行った上で、プログラムに沿った実践的な研修が担当職員により行われています。</p> <p>今年度については、新型コロナ対策を実施し、配慮されながら、実習生の受け入れが行われました。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取療育園ホームページ内に理念・基本方針や利用案内の掲載があり、子ども・保護者等への療育支援サービス内容、園長挨拶や事業計画、予算・決算情報等の組織運営に関わる情報公開もされています。</p> <p>また、WAMネットの障がい福祉サービス等情報検索のページに於いて、事業所の詳細情報を掲載されています。</p> <p>利用者に対しては、重要事項説明書やパンフレットが作成されており、施設のサービス提供内容、理念・基本方針、苦情相談体制等が掲載され、待合室には閲覧できる資料も置かれています。</p> <p>サービスの質の向上を図るための定期的な福祉サービス第三者評価の受審状況が重要事項説明書にも掲載され、施設内に掲示されています。</p>		

22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県会計規則に基づいた事務処理、経理処理、取引等の規程が明文化され、事業運営に対する鳥取県監査委員による経営の効率性、公正性等の運営状況等の定期的な行政監査が実施され、事業の透明性の高い事業運営がされています。</p> <p>当園での小口現金は無く、施設で必要な物品購入等の適切な事務処理の内部チェックが適正に行われる組織運営形態となっています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>民間事業所や関係団体と協力、連携しながら子どもと保護者へ社会資源の有効利用を働きかけておられます。</p> <p>地域イベント等のポスター等は、施設内に掲示されており、遠足などの機会を通して地域の人たちとの交流が行なわれています。</p> <p>例年であれば、夏まつり行事に地域の方々に来園頂き交流が図られています。今年度はコロナ対策の為中止となりました。</p> <p>子ども達が地域で生活しやすくなることを目的に保育所等訪問支援事業が行なわれています。当園の利用後に保育園、幼稚園、小学校等へ就園、就学した後、集団生活適応が難しい子どもへの訪問での専門的な療育支援をされるアフタフォローが行われています。</p> <p>また、障がい児等地域支援事業の一環として、地域療育セミナーや地域の保育園、幼稚園の保育士・幼稚園教諭を対象に支援ツール研修会が毎年開催されています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確に体制を確立している。	a
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れマニュアルに基づき、登録・申請・事前説明会等の手順に従って受け入れられます。ボランティア当日にも、受付名簿へのボランティア氏名の明記、注意事項等の説明、個人情報保護に関する諸注意等が行なわれ実施されます。</p> <p>例年は夏祭り・運動会等の開催時にボランティア受入れ募集をホームページに掲載し行われておりましたが、今年度は新型コロナウイルス対策の為中止となりました。</p>		

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援協議会への参加による地域課題の解決に向けた取り組みや訪問支援事業所からの支援状況、相談支援事業所との情報共有等、施設のサービス向上や適正な運営を実行するための関係機関との連携が日常的に行われています。</p> <p>利用者が通園している他の療育機関の連絡会や、相談支援事業所とのモニタリングにより、情報の共有化が図られています。また、その情報はネットワーク管理のもと施設内職員が共有し必要に応じて活用されています。</p> <p>また、地域への移行支援に向けた地域との連携を図るための「個別支援検討会議」への参加が行われています。</p> <p>今春の施設移転による県立中央病院と併設により緊急的な医療対応も推進されました。</p> <p>施設運営に必要な関係機関（保育所・幼稚園、鳥取養護学校等）の連絡先は明示されており、必要に応じて定期的な連絡会も開催されています。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行なわれている。	a
<p><コメント></p> <p>地域の自立支援協議会に参加し、障がい者の自立支援に関する地域課題等の検証・分析・検討等による連携を図り、各部会等での地域ニーズの把握に努めておられます。</p> <p>鳥取若草学園との連絡会、鳥取養護学校の学校運営協議会へ参加し、情報収集や意見交換をされ、当園事業へ活かされる活動が行われています。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な施設・活動が行われている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県保健部、地域自立支援協議会との連携調整等を通じて、「保育所等訪問支援」「障がい児等地域療育支援」各事業の開催、支援ツール研修の実施や地域療育セミナー等での地域の保育園・幼稚園・小学校等の障がい児等への介助方法や環境整備等の訪問支援、研修を通じた現場との意見交換による地域の現状やニーズを反映した取り組みがされています。</p> <p>今年度は、コロナ禍という事もあり、対策を講じての活動にはなりません。地域療育セミナーについては、地域のコミュニティチャンネルを通じての情報発信する工夫が行なわれました。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取療育園の運営規定・倫理要領及び鳥取県の虐待対応マニュアルが整備され明文化されています。</p> <p>福祉サービス提供者として利用者の人権尊重への基本姿勢と虐待防止等が明確化されており、職員会議で共通認識・理解を深める取り組みが行われています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した支援提供が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>鳥取県プライバシー保護条例（運営規定）に基づき、子ども・保護者等の秘密保持・個人情報の保護等に関する事項が重要事項説明書へ明記されています。</p> <p>当園の個人情報保護マニュアルも策定され、児童発達支援利用契約書には「秘密の保護」が明記されています。</p> <p>職員研修も行われていましたが、プライバシーの配慮に欠ける事案の発生があり、更なる体制整備と職員全員による園内研修会の開催をされ、再発防止に取り組んでおられます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者に対して支援選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>サービスの内容、利用方法が分かりやすく説明されたパンフレット、ホームページの作成が行なわれており、公共施設へのパンフレットの配置等、利用者希望者が情報を簡単に入手できるよう取組まれています。</p> <p>利用を希望する子どもと保護者に対しては、見学や体験利用にも対応されています。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・変更において子どもと保護者等にわかりやすく説明している。	a
<p><コメント></p> <p>利用開始時には、子どもと保護者等に対して、重要事項説明書と児童発達支援契約書を用いて療育サービス提供内容に関する説明を分かりやすく行い、同意に基づき支援が開始されます。</p> <p>支援内容の変更の場合には、個別支援検討会に保護者にも同席頂き、サービス変更等の必要なサービス提供内容について説明を行い、同意を得て、支援内容の変更等が行なわれています。</p> <p>保護者に障がいがある場合は個々の障がいに応じた対応を行っておられ、外国籍の方に対して言葉が十分に理解できない場合は通訳によるわかりやすい説明の配慮も行われています。</p>		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>転居等による家庭環境の変化で、他の事業所施設への変更への移行を伴う場合の子どもと保護者等の不利益が生じないように配慮され、移行先への引継ぎ・申し送り書の手順や文書の内容等を策定し対応されています。</p> <p>また、サービス利用が終了し、家庭へ移行された場合も関係機関との支援会議を開催し、支援方法の共有を図り、支援の継続性に配慮し、フォローアップをされています。</p> <p>保護者勉強会の定例会や関係機関との就学前支援会議等で支援方法の共有化を図り、支援の継続性に配慮しておられます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者への療育サービス等に関する施設的环境・体制、支援サービス内容についてのアンケートが年1回実施されており、結果分析はホームページに掲載されており、要望等の解決に向けて取り組んでおられます。</p> <p>子どもや保護者の要望や声に関する報告をデータベース化し職員間で共有され、更なるサービスの向上への取り組みが行われています。</p> <p>苦情解決のための窓口があることをポスターで掲示し周知が図られています。</p>		
Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決実施要領に基づき、苦情受付窓口担当者、解決責任者、中立的な第三者委員等、苦情解決の仕組みや体制が確立され、利用者・家族等へ利用開始時に重要事項説明書により苦情・相談窓口の説明をされ、施設内には苦情への対応の仕組み等のポスター掲示による周知が行われています。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 子どもや保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p><コメント></p> <p>保護者活動の時間が設けてあり、担当職員へ気軽に相談・意見を伝える事ができる環境になっています。</p> <p>施設内のそれぞれの事業ごとに意見箱（つぶやきBOX）が設置され、保護者の悩みや意見を入れてもらいやすい工夫をされています。</p> <p>また、相談室が整備され、担当者以外の職員や他の保護者等に気兼ねなく相談ができる環境整備が行われています。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ 子どもや保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決実施要綱を定め、実施体制を整備されています。</p> <p>施設内への意見箱、保護者アンケート（年1回）、保護者意見交換会（年1回）、利用者個々への担当者配置等、意見や相談の収集をされる仕組みがあり、意見・要望・苦情の記録は、「利用者の声報告」として、データベース化され、職員間で共有が図られており、回答までの時間の目安も示してあり、迅速なフィードバックを心掛けておられます。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な・支援の提供のための施設的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>療育園の安全管理等規程集に沿った安全対策等が実施され、職場安全衛生管理体制（責任者2名配置）が整備による定期的な職場巡視・安全点検（年4回）が実施され、施設設備の安全対策、安全行動等のリスクマネジメントが行われています。</p> <p>ヒヤリハット事例が収集され、その要因分析や改善・再発防止対応策が責任者を中心に検討が行われ、対応策については全職員で共有され、事故防止意識の啓発等に取り組まれています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>感染症予防・緊急対応マニュアルに基づき、安全衛生管理体制の整備による感染症（インフルエンザ・ノロウイルス等）の予防対策や発生時の対応等の取り組みが行われています。</p> <p>今年度は、新型コロナウイルス施設内対策会議及び総括会議による予防対策・発生時対策等が医師・看護師等の専門的意見を反映し検討され、対策責任者や対応時の職員の役割を明確にし、全職員が予防等の安全確保に対する認識の共有が図られ、組織のホームページへの予防対策の掲載、保護者等への理解を求める説明や施設内へのポスター掲示が行なわれています。</p> <p>職員には、日々地域の発生状況・新たなコロナ予防対策等の情報提供が行われています。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもや保護者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>消防計画・業務継続計画・緊急時の対応マニュアルが整備されており、県のBCP策定により、災害復旧時の体制が講じられています。</p> <p>年2回の合同訓練・消防訓練や各種災害時を想定した避難訓練（毎月）が実施されています。</p> <p>園の移設に伴い中央病院の傘下による消防計画（洪水、津波等含む）に属して対応体制が組まれています。</p> <p>BCP計画の改善・見直し（災害時の食料（非常食）・必要備品の整備、定期的な備蓄リスト（賞味期限の入れ替えや電池切れ等）のチェック等、今後についても多様な災害を想定された対策の取り組みに期待致します。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され、支援が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>施設運営に関わる各種マニュアルの整備及び改善・見直し等が適宜（年1回程度）実施され、職員への共有が図られ、利用者への標準的な指導計画及び個別支援計画が策定され、療育支援サービスの提供が行われています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<p><コメント></p> <p>利用者・家族アンケート調査（家族評価）・保護者との意見交換会等の意見・要望等を踏まえ、グループモニタリングミーティング及び通所係会等の会議による療育サービスの実施状況の検証や検討が実施され、利用者一人ひとりの支援内容等の指導計画等の再設定（6ヶ月単位）等の見直しが行われています。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>児童発達支援管理責任者が設置され、日常の利用者一人ひとりの発達評価（予防接種記録・運動評価・知的評価）のアセスメントによる支援ニーズ把握を行い、個別支援計画等の作成・療育支援の提供・評価等、一連の支援プロセスの実施を職員への指導・アドバイスが行われています。</p> <p>園内通園カンファレンスで多職種（医師・看護師・児童指導員・保育士・理学療法士・作業療法士・言語療法士・心理療法士）によるフォーマルアセスメント（計画策定、計画に対する実施検証や見直し等）の実施（1ヶ月間程度）や活動中の直接観察による利用者の非言語的情報である表情、動作、坐り方や座る位置などの利用者のアセスメント評価が行われ、目標立案へ反映されています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の目標に対する日常の療育によるモニタリング（記録）の検証（分析）・評価に基づき、園内通園カンファレンス（多職種による支援会議）による利用者一人ひとりの計画に対する指導内容の実践評価が行われ、支援の在り方・課題の解決方法等必要なサービス内容の変更等の自立支援計画の見直しが行われています。</p>		

Ⅲ-2-(3) ・支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取県の文書管理データベース（電子データ化）による各種の文書（書面）・記録・計画書作成・管理等、情報化推進によるネットワークシステムによる業務運営が組織的に実施され、職員が業務上で必要な各種情報（事業計画・ミッション工程表・年間研修計画等）の共有化及び記録等の様式（自立支援計画、モニタリング記録・情報シート・支援会議記録・利用者の声情報等々）が統一化され、園長による電子決済等の業務効率・ペーパーレス化の推進が行われています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>利用契約時に、鳥取県の個人情報保護条例施行規則に従って、子どもと保護者等の個人情報保護に関する「秘密保持と個人情報保護」における当園の責務や保護者責務について説明が行われ、個人情報同意書が保護者等と交わされています。</p> <p>職員へは、個人情報保護マニュアルに基づき、園内研修等が開催され、子どもと保護者等の個人情報保護の遵守等の周知が行われています。</p> <p>電子化の進展に伴うプライベートネットワークによる県の他事業分野と分離管理が行われていることから当園の個人情報に関するサイバーセキュリティ管理による保護が行われています。</p> <p>また、必要な紙ベース資料等の個人情報保護資料は、鳥取県文書管理規定に沿って書類等の管理が行われています。</p>		

内容評価基準（16項目）

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
1-(1) 自己決定の尊重		
1	① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組みを行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの一人ひとりの個性や可能性を大切にし、子ども本位の質の高いサービスの提供を目指し、利用者である子どもが地域で自分らしく豊かに暮らすため必要な支援をされています。</p> <p>就学前の子ども対象の通園施設ですので、内容によっては本人が自己決定を行うことが困難な場合もありますが、食べたいおやつを自分で決めるという将来を見据えて自己決定できるように取り組んでおられます。</p> <p>園の活動を通して、子どもへの関わり方、「できる」力、得意なところ、支援方法等をスタッフと一緒に探り、主体的に子育てできるよう保護者勉強会が実施され、その内容を取り入れた豊かな日常生活の取り組みを推進しておられます。</p>		

A－（２）権利侵害の防止等		
2	① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組みが徹底されている	a
<p><コメント></p> <p>身体拘束や虐待防止に関するマニュアルが整備され、権利侵害の防止に対する意識を高める取り組みとして、年2回虐待防止自己チェックリストを活用され、子どもへの権利侵害の防止対策が行われております。</p> <p>職員は、権利擁護、身体拘束、虐待防止に関する研修会や勉強会に参加し意識を高めておられます。</p>		

A－２生活支援

		第三者評価結果
2－（１）支援の基本		
3	① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの一人ひとりの発達状況等の個別記録に基づいた、児童発達支援計画書を策定し支援が行われています。</p> <p>子どもの家庭や地域生活の場面での生活状況の適応を保護者から聞き取り、自律・自立生活の困り感への助言・情報提供、子ども・保護者への負担軽減対応等実生活への支援が行われています。</p> <p>補装具対応等、実生活への支援が行われています。</p> <p>また、就園・就学の自立支援に向け、希望に応じて、自宅や保育園・幼稚園や関係機関への訪問も実施されています。</p>		
4	② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの発達特性を、複数の多職種職員で把握し、共通認識を持ちながら支援されています。</p> <p>それぞれの子どもに応じたコミュニケーション手段タブレット・カード・写真・はい、いいえの意思選択のできるスイッチ・視線で意思表示のできるボカロを活用しながら、自発的コミュニケーションを促しておられます。</p> <p>子どもからの表情・態度・しぐさ等による要求行動や選択意識等の定着に取り組んでおられます。</p>		

5	③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>保護者が同伴されての支援を行っておられるので、利用日には日常的に話せる機会があります。また、利用日以外にも電話による相談も受けておられます。</p> <p>保護者等からの相談内容等は、個別相談記録にデータベース化され、職員間等で共有が図られ、児童発達支援計画書作成時に反映される仕組みとなっています。</p> <p>それぞれの子どもに対して適する就学先の情報提供や選択、決定のための説明を支援担当者や医師により行っておられます。</p> <p>また、保護者意見交換会や保護者アンケート等による保護者の意思を尊重した施設運営が実施されています。</p>		
6	④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用者支援等を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>個別支援記録に基づき、6ヶ月ごとに多職種で検証・検討によるカンファレンスの開催や小集団活動の後の振り返り等をされ、活動内容を定期的に見直しのためのミーティングを行っておられます。</p> <p>日常的に、子どもの興味・関心のある活動、運動やレクリエーション等が行われています。</p> <p>地域イベント等のポスター等は、施設内に掲示されており情報提供が行なわれています。</p> <p>遠足などの機会を通して地域の人たちとの交流が行なわれています。</p> <p>例年であれば、夏まつり行事に地域の方々に来園頂き交流が図られています。今年度はコロナ対策の為中止となりました。</p>		
7	⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの障がい特性について理解をし、専門知識の習得と支援の向上を図りながら支援をされています。</p> <p>児童発達支援計画の実施状況や個別記録等を基に、医師、看護師、リハ職、福祉職等の多職種が連携して評価・見直しを行い、それぞれの子どもの状況に応じた適切な支援をスタッフで共有しながら支援が行なわれています。</p>		
2-(2) 日常生活支援		
8	① 個別支援計画にもとづく日常生活支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>児童発達支援計画に基づき、子どもの一人ひとりの日常の生活支援として、食事の提供、排せつ支援（トイレトレーニング実施）、移動・移乗支援（補助具・座位保持装置の適切な利用対応の苦痛解除等）が行われています。</p> <p>保護者同伴の通園施設のため食事介助は保護者が行われ、おやつ、水分補給の支援も個々に行なわれています。</p> <p>給食は、栄養士が献立をたて、園に併設の鳥取養護学校で調理され、適温で提供されます。</p> <p>季節食や行事食もあります。</p> <p>食事形態、食事メニューの希望等は給食委員会で話し合われます。</p>		

2-(3) 生活環境		
9	① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>今年度春の新園舎への移転により快適で安心・安全な生活環境が整えられました。</p> <p>採光も考えられた設計となっており、エアコンによる温度管理も行われ、定期的な換気も行われています。</p> <p>子どもの成長に合わせた設備となっています。活動後には消毒も実施されます。</p> <p>活動環境（保育室、活動部屋、トイレ等）も活動毎のスペースとなっており、子ども自身が何をする場所なのか理解しやすい様になっています。</p> <p>今年度は、コロナ対策にも配慮されています。</p>		
2-(4) 機能訓練・生活訓練		
10	① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている	a
<p><コメント></p> <p>個別支援会議で利用者の機能訓練・生活訓練について各専門職が話し合い、発達状況や生活状況に合わせた活動計画が立てられています。実施後には、評価・見直しが行なわれます。</p> <p>生活モデルの機能・生活訓練として家庭でも取り入れやすい事を生活動作や遊びの姿勢、動き等で出来る様検討し、家族等に情報提供を行ないながら取り組んでおられます。</p> <p>個別支援検討会が年4回開催され、外部の方や保護者も参加され、活動ごとの個々のねらいに応じて内容の検討が行なわれています。</p>		
2-(5) 健康管理・医療的支援		
11	① 利用者の健康状況の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>鳥取療育園は、医師（園長）、看護師が常勤していることから子どもの日々の健康管理や健康相談等に迅速・適切に対応できる環境です。</p> <p>健康管理マニュアルに従い、健康管理票に健康状態を記録することとなっており、登園時には、利用者・保護者より看護師が健康状況の聞き取りをされ、職員間で情報共有されています。</p> <p>不在時は、各スタッフで代行され、対応を急ぐ場合は医師に報告されて対応をされています。</p> <p>また、医師の診察や必要な医療機関との連携による対応が行われています。</p>		
12	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>緊急時には、緊急時対応マニュアルに従い、併設の鳥取県立中央病院と連携して対応されます。毎年全職員への緊急時対応訓練を行い、手順の確認し周知が図られています。</p> <p>園内にも診療機関が設置されていますので、迅速で適切な医療対応が可能となっています。</p> <p>である。</p> <p>医療的行為は看護師が行っておられ、服薬管理は同伴の保護者が基本的にはされていますが必要な場合は看護師も管理されます。</p> <p>投薬の目的・性質・効果・副作用等注意事項について、職員は適切に情報収集し職員間で共有しておられます。</p>		

2- (6) 社会参加・学習支援		
13	① 利用者の希望と意向を尊重した社会や学習のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>地元で開催される親子で参加出来るイベントの情報は提供されています。</p> <p>また、園外活動として、保護者と一緒に地域への散歩活動や地域にある牧場見学等、保護者家族の単独では行けない場所への見学や当園での各種行事（夏祭り・運動会等）が計画され実行されてきました。</p> <p>今年度は、新型コロナ感染予防・対策等のため地域のお出掛けは、中止となり地域や人と人とのふれ合い等の取り組みが厳しい状況となっています。</p> <p>就園・就学に向け、希望に応じて、ご自宅や保育園・幼稚園や関係機関への訪問も実施されています。</p>		
2- (6) 地域社会への移行と地域生活		
14	① 利用者の希望と意向を尊重した地域社会への移行や地域生活のための支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>就学を目指した移行支援を利用者と保護者の個々のニーズを把握し、移行支援計画書を作成し、希望の就学先や地域のサービス利用等を決めておられます。</p> <p>地域の関係機関等と支援会議を行い、連携が図られています。</p> <p>地域での生活が子どもにとって意欲的に行えるよう移行に向けた保育園・小学校等への体験や見学同行が行なわれています。</p> <p>また、フォローアップ教室を開催し、保護者等の支援が行われています。</p> <p>当園での療育等の詳細や一人ひとりの特性等やサービス内容等を報告・伝達してそれぞれの場での生活の充実や成長を支援するために月1回程度の訪問を半年間、必要であれば1年間、一歩踏み出すための支援（保育所等訪問支援事業等）の取り組みも行われています。</p>		
2- (8) 家族との連携・交流と家族支援		
15	① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>当園は、保護者同伴（親子通園）であることから気軽に相談（ニーズ把握、体調の変化、補助具等）できる環境にあり、子どもの活動状況や支援内容等、日常的に認識を共有する等保護者との連携した養育のサービス提供が行われています。</p> <p>当園での利用が終了した後も関係機関（支援会議等）での支援方法が検討され、子ども・保護者へのフォローアップ（6ヶ月～最長1年）の支援が継続的に行われています。</p>		

A-3 生活支援

A3-(1) 発達支援		
16	① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>利用開始時に保護者に聞き取りのアセスメントを実施し、園内の多職種でのカンファレンスや関係機関との支援会議による客観的な評価を行い、必要な支援方針を決定し児童発達支援計画が策定され、障がいの状況等を考慮した療育支援（動作訓練・生活訓練等）がチームで行われています。</p> <p>当園の利用後、保育園や小学校、特別支援学校等への移行時には、訪問を行い、当園で行われていた発達支援内容等の共有を図り、継続的な支援が行われるための活動が行われています。</p>		